

平成29年6月16日付け
青が生(肝)第248号
通知

各指定医療機関の長 殿

青森県健康福祉部
がん・生活習慣病対策課長
(公印省略)

青森県肝炎治療特別促進事業について
(核酸アナログ製剤治療受給者証の有効期間等の変更と県要綱の改正について)

標記について、下記のとおり青森県肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療受給者証の更新時期を変更し、青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱を一部改正しましたのでお知らせします。

記

- 1 核酸アナログ製剤治療受給者証の有効期間及び更新申請の受付期間の変更について
肝炎医療費助成に係る核酸アナログ製剤治療受給者証の更新について、以下のとおり受給者証の有効期間及び更新申請の受付期間を変更する。

(1) 変更点

	受給者証の有効期間	更新申請の受付期間
～平成28年度	7月1日～翌年6月30日	3月中旬～5月中旬
平成29年度	7月1日～翌年9月30日	3月中旬～5月中旬
平成30年度～	10月1日～翌年9月30日	6月中旬～8月中旬

(2) 変更の理由

新年度の課税証明書が、各市町村で概ね6月中旬に取得可能になるため。「別添1：有効期間の変更について」参照。）

(3) 留意事項

- ・変更に伴い、平成29年6月16日以降の本治療の新規交付分については、平成30年9月30日を有効期間の終期とする。
- ・平成30年度の更新では、6月中旬～8月中旬を更新申請の受付期間として、平成30年10月1日～平成31年9月30日の受給者証を交付する。また、既に平成30年6月30日までの受給者証の交付を受けている方の更新方法については、別途対象者及び関係機関等あてに通知する。

- 2 青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱の改正について

核酸アナログ製剤治療受給者証の有効期間等の変更に伴い、「別添2：新旧対照表」の「別添3：青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱（改正後）」とおり改正する。

【改正の概要】

- ・核酸アナログ製剤治療については、申請書の受理日から最初に到来する9月30日を有効期間の終期とする。例外として、受給者証の有効期間の始期または交付日が

10月1日からみて比較的短期間（概ね4か月以内）の場合には、申請書の受理日から2度目に到来する9月30日までを有効期間の終期とする（※）。

（※現行でも、受給者証の有効期間の始期または交付日が7月1日からみて比較的短期間（概ね4か月以内）の場合には、申請書の受理日から2度目に到来する6月30日までを有効期間の終期としている。今まで要綱中に明記されてはいなかったため、本改正にて併せて明記するものである。）

- ・核酸アナログ製剤治療受給者証を更新する場合、申請書の受理日から最初に到来する10月1日を有効期間の始期とし、翌年の9月30日を終期とする。

担当：がん・生活習慣病対策課

がん対策推進グループ 元山

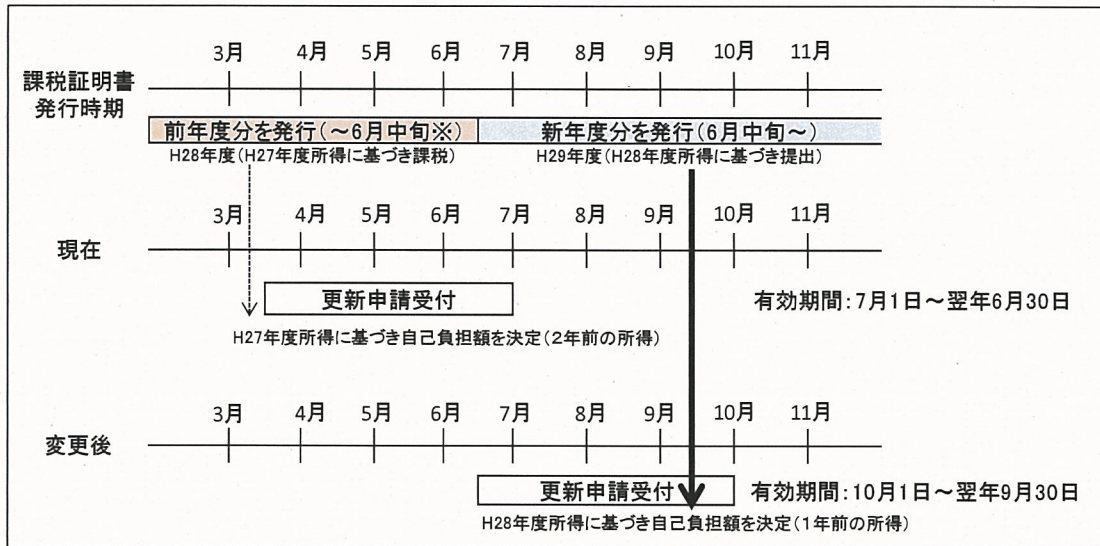
電話：017-734-9216 FAX：017-734-8045

mail：kanako_motoyama@pref.aomori.lg.jp

核酸アナログ製剤治療受給者証の有効期間等の変更について

現在の受給者証の有効期間では、1年毎の更新の際に申請者の最新の課税状況が確認できないため、受給者証の有効期間を変更し、更新時に新年度の課税状況が確認できるよう変更します。

(参考) 核酸アナログ製剤治療受給者証の更新の変更前・変更後の取扱い



※各市町村で時期は異なるが、新年度分の課税証明書が発行されるのは概ね6月中旬ごろ。

	現在	変更後
有効期間	翌年6月30日まで	<u>翌年9月30日まで</u>
更新手続き	5月中旬申請〆切で一斉更新 (間に合わなかった場合は6月30日までは更新申請を受付けますが、受給者証の交付日が有効期間開始後になる可能性があります。)	<u>8月中旬申請〆切で一斉更新</u> (間に合わなかった場合は9月30日までは更新申請を受付けますが、受給者証の交付日が有効期間開始後になる可能性があります。)
課税状況の確認	前年度の課税証明書 (更新手続きが遅れた場合、 新年度の課税証明書)	<u>新年度の課税証明書に統一</u>

